

## 一般廃棄物最終処分場維持管理計画

飯能市一般廃棄物最終処分場の維持管理を適正に行うことを目的とする。なお、本維持管理計画は、飯能市のホームページ上に公表するものとする。

1 施設名 飯能市一般廃棄物最終処分場

2 所在地 飯能市大字下畑552番地の1ほか14筆

3 維持管理を行う施設の名称及び規模等

飯能市クリーンセンターの次の施設とする。ただし、その施設を運転管理する上で必要な施設も業務の範囲とする。

(1) 飯能市一般廃棄物最終処分場水処理施設

ア 処理能力

35立方メートル/日

イ 処理方式

凝集沈殿+接触酸化+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+滅菌

ウ 原水および処理水質

	原水	処理水
P H	6~9	6.5~8.5
B O D	200mg/ℓ	20mg/ℓ以下
C O D	200mg/ℓ	30mg/ℓ以下
S S	260mg/ℓ	20mg/ℓ以下
C a <sup>2+</sup>	500mg/ℓ	処理機能に障害をおよぼさない濃度

※ 飯能市下水放流可能水質（飯能市下水道条例）

(1) 温度 45℃以下

(2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量  
380mg/ℓ以下

(3) P H 5以上9以下

(4) B O D及びC O D 5日間に600mg/ℓ以下

(5) S S 600mg/ℓ以下

(6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類 5mg/ℓ以下

イ 動植物油脂類 30mg/ℓ以下

(7) 窒素含有量 240mg/ℓ以下

(8) 燐（リン）含有量 32mg/ℓ以下

(9) ヨウ素消費量 220mg/ℓ以下

エ 施設の運転時間

水処理施設 : 1日24時間運転  
汚泥脱水設備 : 必要に応じて適宜運転する。

(2) 飯能市一般廃棄物最終処分場埋立地

- (1) 敷地面積 28,567 m<sup>2</sup>
- (2) 埋立面積 16,505 m<sup>2</sup>
- (3) 埋立容量 125,075 m<sup>3</sup>

(3) 旧最終処分場排水処理槽

4 維持管理計画の内容

- (1) 水処理施設の運転管理。詳細は別紙「水処理施設運転計画」による。
- (2) 水処理施設汚水槽の保守業務。詳細は別紙「汚水槽ほか保守計画」による。
- (3) 排水、地下水、埋立地のガス等環境検査。詳細は別紙「環境検査計画」による。

5 従事者の資格と人員配置

(1) 資格等

ア 現場責任者及び管理技術者は、水処理技術に関する資格および経験を有する者とする。

(ア) 廃棄物処理施設技術管理者（一般廃棄物最終処分場）

(イ) 酸素欠乏危険作業主任者

(ウ) 特定化学物質等作業主任者

(エ) 玉掛技能者

イ 巡回技術者は水処理技術に関する経験を有し、適正な運転管理及び軽微な修理、部品の交換作業などを行える者とする。

(2) 人員配置

ア 巡回技術者ほか必要な人員が1日1回以上巡回して、水処理施設の運転管理業務の完全実施を期するものである。

イ 現場責任者及び管理技術者は常駐しないが、異状等発生した場合は直ちに現場に急行し、その復旧に努めるものとする。

6 関係法令の遵守

- (1) 業務の実施にあたり廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、消防法等の法律及びこれらの関係法令を遵守する。
- (2) 公害防止関連規制値を遵守して、二次公害を発生させないよう適正な運転管理を行う。

7 事故・災害の対応及び復旧

- (1) 業務実施において事故が発生、または発生の恐れがあるときは、応急

措置を施し、その後の修繕等適切な対応を行う。

(2) 緊急事故及び台風、地震等の災害に備えて、勤務時間外の呼び出しに応じられる体制を整える。

## 8 緊急対応

非常通報装置からの発報を受けた場合、状況に応じて対処すること。

ア 発報を受け直ちに対処する異常。

- ・各槽水位異常

- ・薬品タンク空

イ 発報を受け翌日対処する異常。

- ・停電

- ・機器故障